

(一社) 千葉県建設業協会との意見交換会

日 時：令和5年11月9日(木) 15:30～17:00

場 所：TKPガーデンシティ千葉 3階 シンフォニアA

議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨拶

- 関東地方整備局長
- 千葉県 県土整備部 県土整備部長
- (一社) 千葉県建設業協会長

3. 情報提供

- ◇ 各地方整備局の取組
 - 関東地方整備局
 - ・ 関東地方整備局の取り組みについて
 - ・ 建設産業行政の最近の動き
- ◇ (一社) 千葉県建設業協会の活動状況

4. 前年度意見要望への対応状況

5. 意見交換

- ◇ (一社) 千葉県建設業協会 提案テーマ
 - 1) 建設業の分業化について
 - 2) 働き方改革に伴う工事への対応について
 - 3) 積算基準について
 - 4) Cランク発注案件について
 - 5) 一般競争での賃金アップに対する加点措置について

6. 閉 会

- 関東地方整備局副局長

配布資料一覧

<地方整備局>

- ・ 関東地方整備局の取り組みについて 整備局資料－ 1
- ・ 建設産業行政の最近の動き 整備局資料－ 2
- ・ 前年度意見要望への対応状況 整備局資料－ 3
- ・ 令和5年度 関東地方整備局 回答 整備局資料－ 4

<建設業協会>

- ・ 意見交換会 提案議題 協会資料No. 1
- ・ 協会活動状況 協会資料No. 2
- ・ カンドゥー終了報告（令和5年度） 協会資料No. 3

令和5年度 千葉県建設業協会との意見交換会

出席者名簿

【千葉県建設業協会】	
会 長	高橋 順一
副会長	石井 良典
副会長(山武支部長)	内山 弘通
副会長	船越 博文
千葉支部長	田久保 浩一
京葉支部長	尾頭 博行
市原支部長	宮原 茂朗
香取支部長	前田 泰弘
長生支部長	三枝 輝久
夷隅支部長	中村 友三郎
鴨川支部長	中野 高明
館山支部長	小宮山 房信
君津支部長	石村 達雄
本部指名理事	渡邊 慎司
本部指名理事	上村 英生
土木技術委員長	朝倉 猛
青年部会長	畔蒜 義文
専務理事	相澤 忠利

【千葉県】	
県土整備部長	池口 正晃
県土整備部 災害・建設業担当部長	菰田 直典
県土整備部 次長	田村 英記
県土整備部 県土整備政策課長	久本 修
県土整備部 技術管理課長	大塚 生一
県土整備部 建設・不動産業課長	高橋 俊浩

【千葉市】	
建設局 土木部長	山口 浩正
建設局 土木部 技術管理課長	谷口 誠太郎

【関東地方整備局】	
局長	藤巻 浩之
副局長	衛藤 謙介
企画部長	西川 昌宏
建政部長	家田 健一郎
企画部 技術調整管理官	須藤 純一
企画部 技術開発調整官	高森 治
建政部 建設産業調整官	堀井 英則
企画部 技術管理課長	荒井 幸雄
企画部 技術調査課長	佐藤 潤
建政部 建設産業第一課長	一力 哲也
千葉国道事務所長	藤井 和久
利根川下流河川事務所長	小淵 康正
江戸川河川事務所長	守安 邦弘
首都国道事務所長	田中 満
関東技術事務所長	小櫃 基住
千葉港湾事務所長	岡島 達男
利根川上流河川事務所長(代理:副所長)	近藤 誠
霞ヶ浦河川事務所長(代理:副所長)	宮本 孝行
常総国道事務所長	浜谷 恒平
東京第二営繕事務所長	徳尾 英介
東京湾口航路事務所長	三上 晃

令和5年度（一社）千葉県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和5年11月9日(木) 15:30～17:00 於:TKPガーデンシティ千葉 3階 シンフォニアA

時間	内容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	開会		(司会:高森 技術開発調整官)	
～ 15:45 (15分)	挨拶	関東地方整備局 千葉県 一般社団法人 千葉県建設業協会	関東地整 藤巻局長 千葉県 池口県土整備部長 協会 高橋会長	
15:45 ～ 15:47 (2分)	出席者紹介 ※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《情報提供》				
15:47 ～ 15:55 (8分)	関東地方整備局の取組			
	関東地方整備局	関東地方整備局の取り組みについて 建設産業行政の最近の動き	関東地整企画部 佐藤技術調査課長 関東地整建政部 一力建設産業第一課長	整備局資料-1 整備局資料-2
15:55 ～ 16:05 (10分)	(一社)千葉県建設業協会の活動状況		協会 相澤専務理事	協会資料No2 協会資料No3
《前年度意見要望への対応状況》				
16:05 ～ 16:06 (1分)			関東地整 企画部 荒井技術管理課長	整備局資料-3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:06 ～ 16:36 (30分)	1)建設業の分業化について 2)働き方改革に伴う工事への対応について 3)積算基準について 4)Cランク発注案件について 5)一般競争での賃金アップに対する加点措置について		1)～5)協会 相澤専務理事 回答: 1)企画部 佐藤技術調査課長 2)企画部 荒井技術管理課長 3)企画部 荒井技術管理課長 4)企画部 佐藤技術調査課長 5)企画部 佐藤技術調査課長	協会資料No1 整備局資料-4
〔自由討議〕				
16:36 ～ 16:55 (19分)	自由討議		(質疑:適宜発言)	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 (5分)	閉会		関東地整 衛藤副局長	

関東地方整備局の取組について

令和5年11月9日

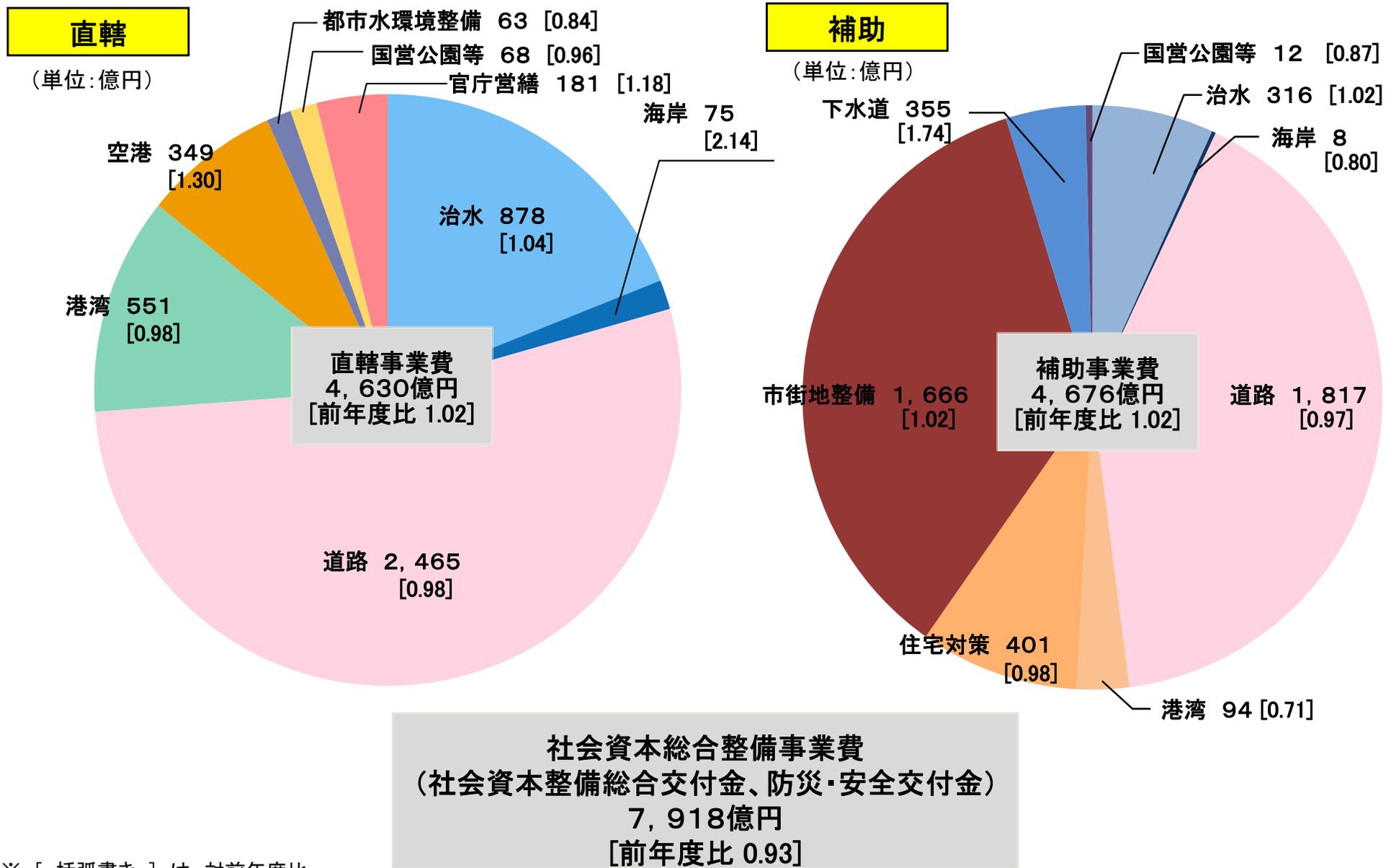


国土交通省 関東地方整備局

1. 令和5年度 予算の概要	P 2
2. 令和5年度 上半期の執行状況について	P 6
3. 働き方改革・担い手確保への取り組み	P 10
4. 土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)	P13
5. インフラ分野のDX推進について	P17
6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について	P24
7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業への 加点措置に関する説明会	P26
8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置	P37

1. 令和5年度 予算の概要

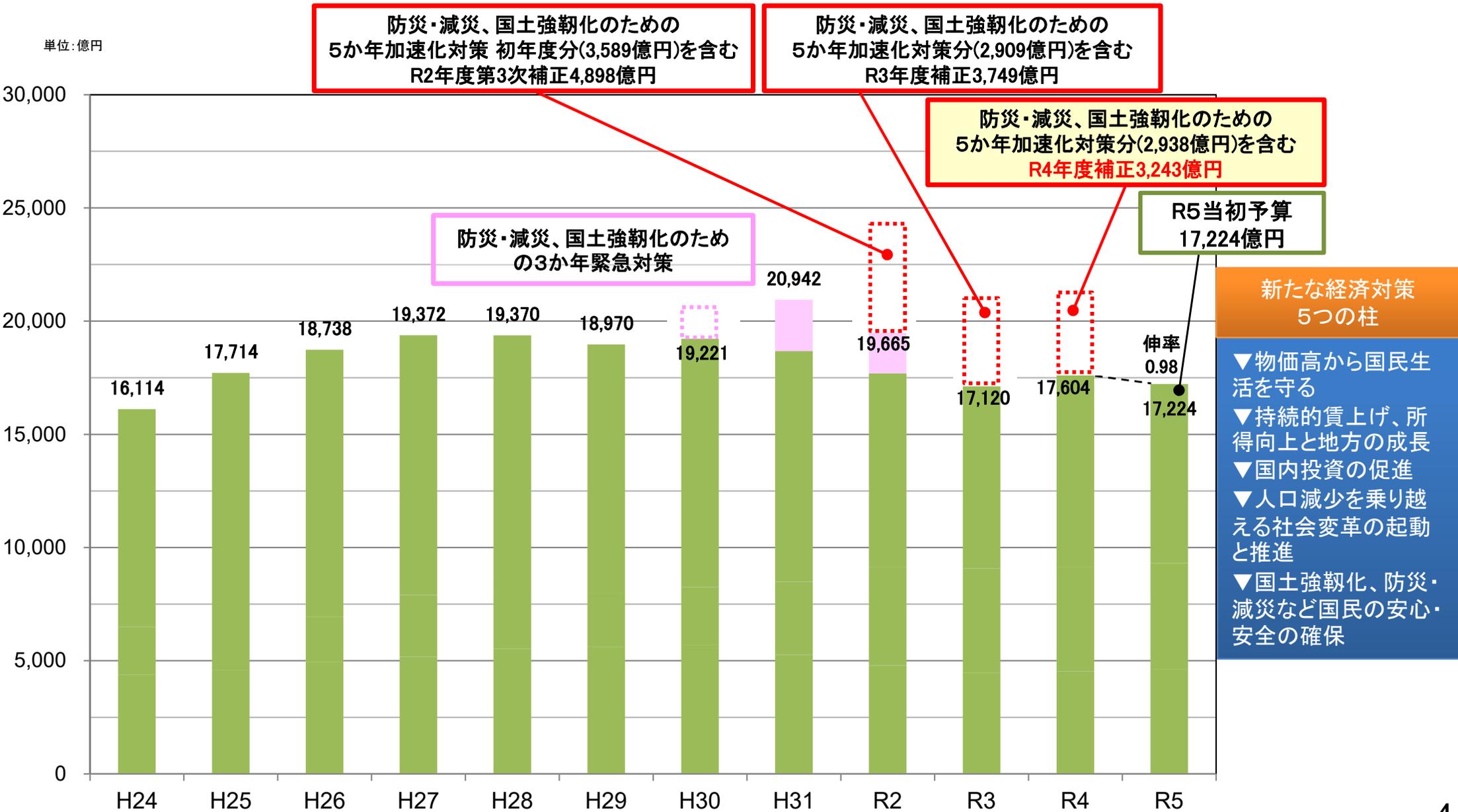
○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。



※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

- 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
- 令和5年度当初予算は1兆7,224億円(対前年度比0.98)



千葉県内の主要事業



利根川水系江戸川
江戸川水閘門
R5年度新規事業着手



利根川水系利根川上流
田中調節池
R5年度新規事業着手

利根川水系江戸川河川改修事業
利根川水系江戸川 江戸川水閘門



千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業



東京湾岸道路(千葉県区間)



千葉港千葉中央地区
複合一貫輸送ターミナル整備事業

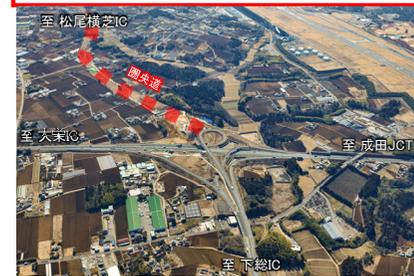


利根川総合水系
環境整備事業(利根川・江戸川)



利根川水系利根川下流
河川改修事業

首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)



一宮川水系一宮川
河川激甚災害対策特別緊急事業(補助)

一宮川水系一宮川
河川激甚災害対策特別緊急事業(補助)



R8年度開通見込み
※大栄 JCT～国道296号IC(仮称)間は、1年程度前倒しでの開通を目指す。

	河道	川
	道	路
	港	湾

2. 令和5年度 上半期の執行状況について

関東地方整備局における令和5年度上半期の執行状況について

■円滑な執行に向けた取り組み

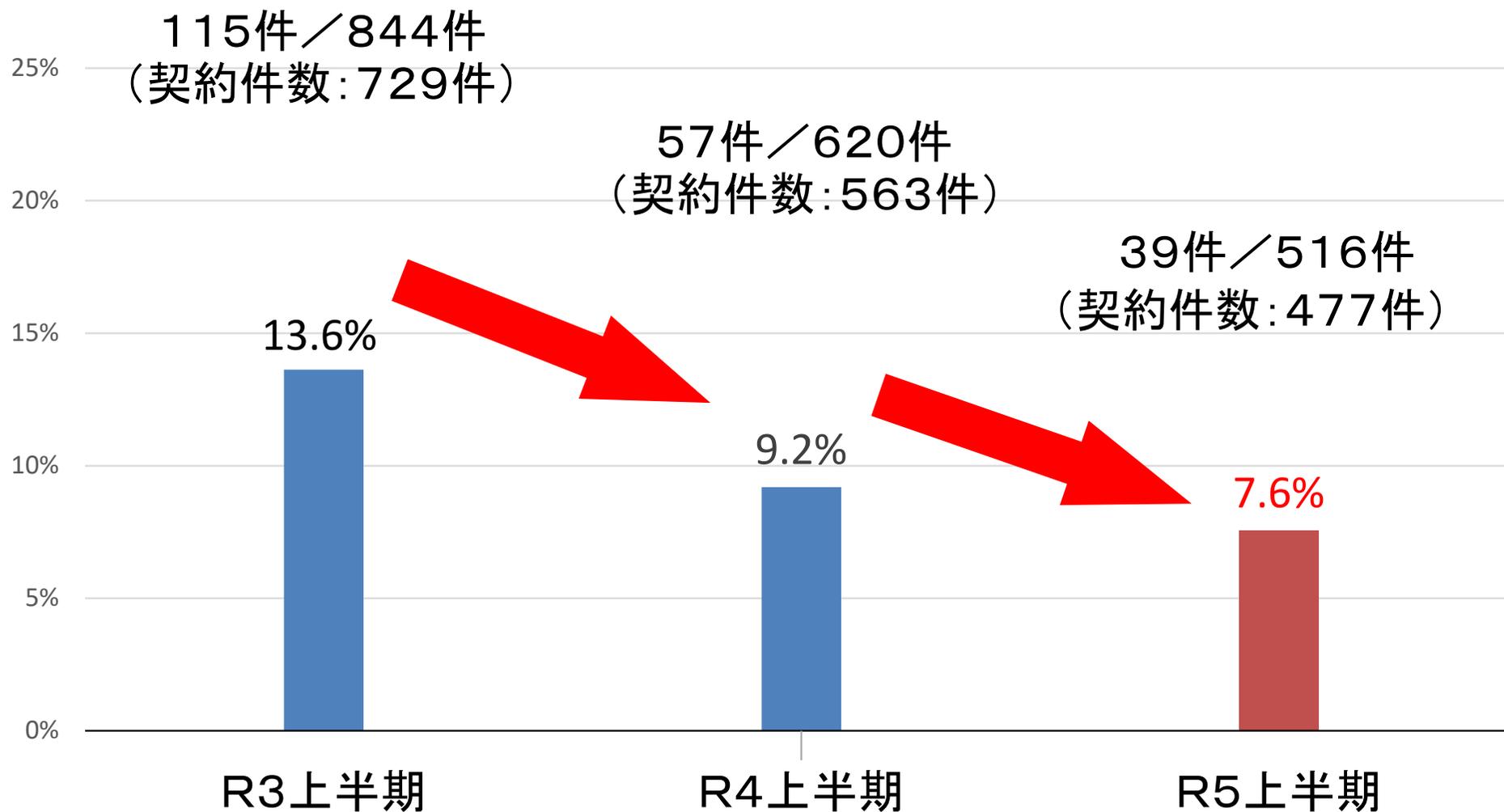
- 局・事務所と各都県建設業協会とのコミュニケーションの確保
- 地域の実情に応じた適切な規模での発注
- 不調の発生が想定される地域・工種についてフレームワーク、公募型指名競争の活用
- 余裕期間を活用した早期発注
- 一括審査の活用



- ✓ 令和5年度上半期(9月末まで)の不調・不落率は7.6%と昨年度9.2%に比べ1.6%減少し改善が図られ円滑に執行。

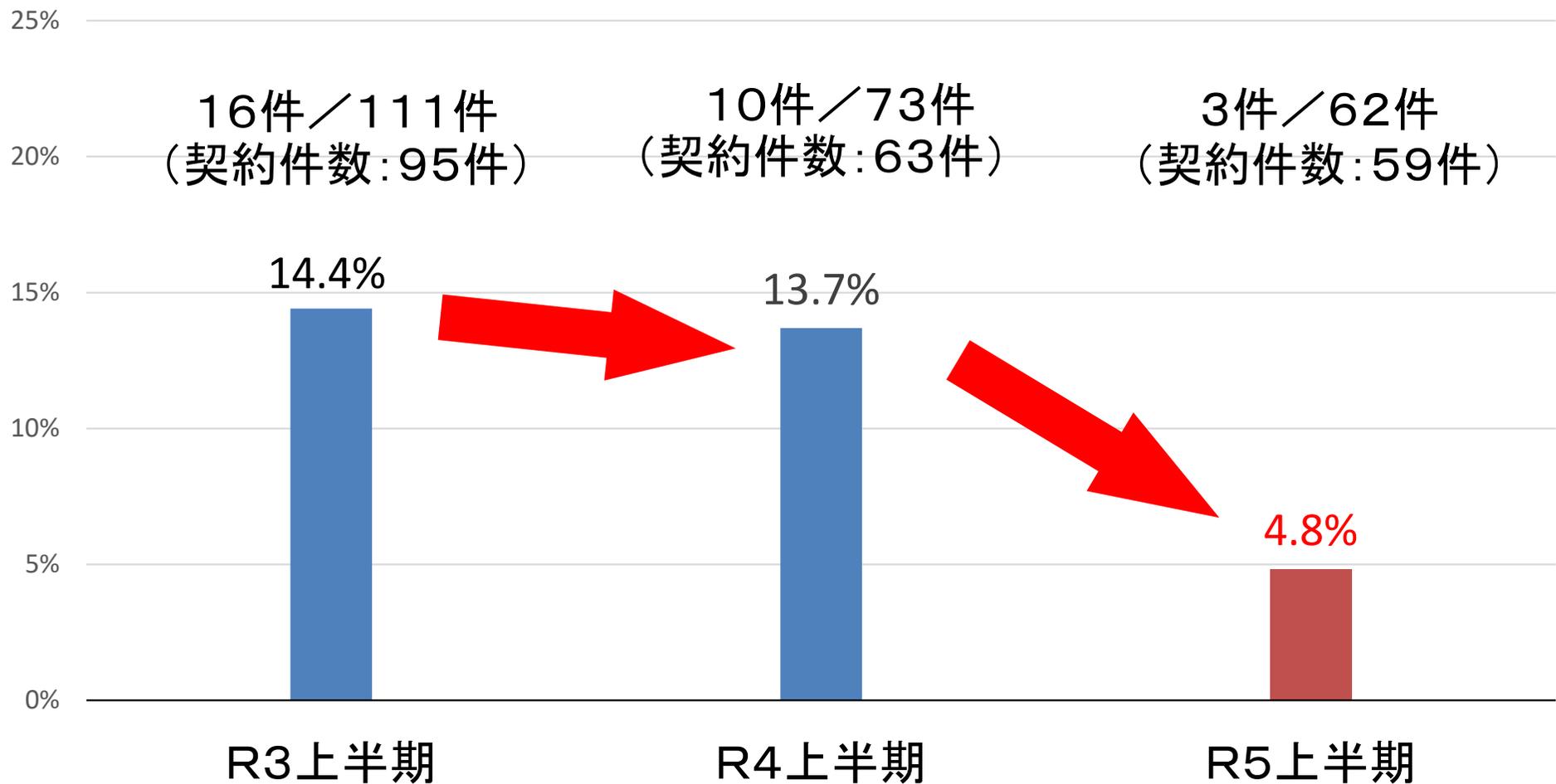
関東地方整備局における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が改善



千葉県内における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が改善

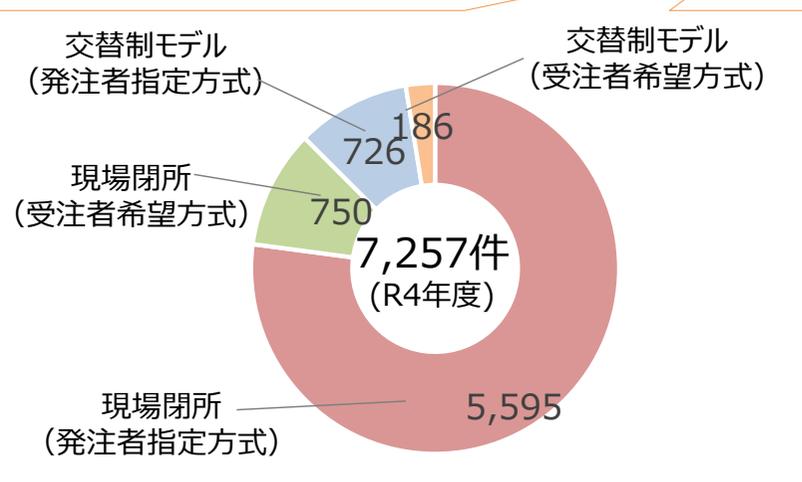
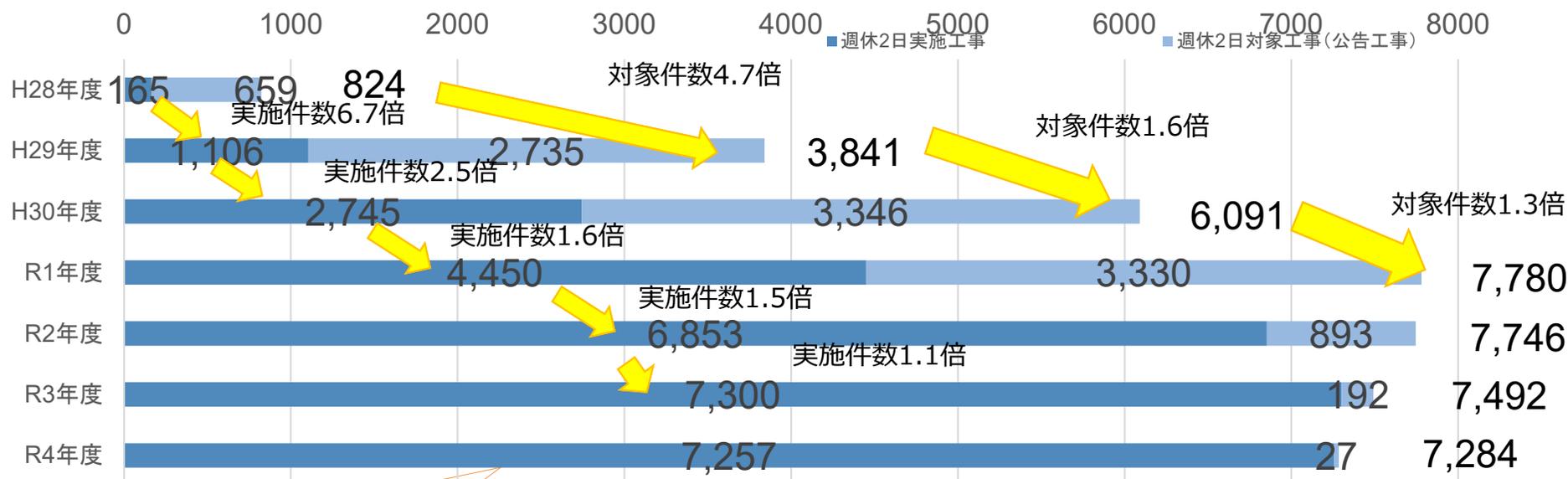


3. 働き方改革・担い手確保への取り組み

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



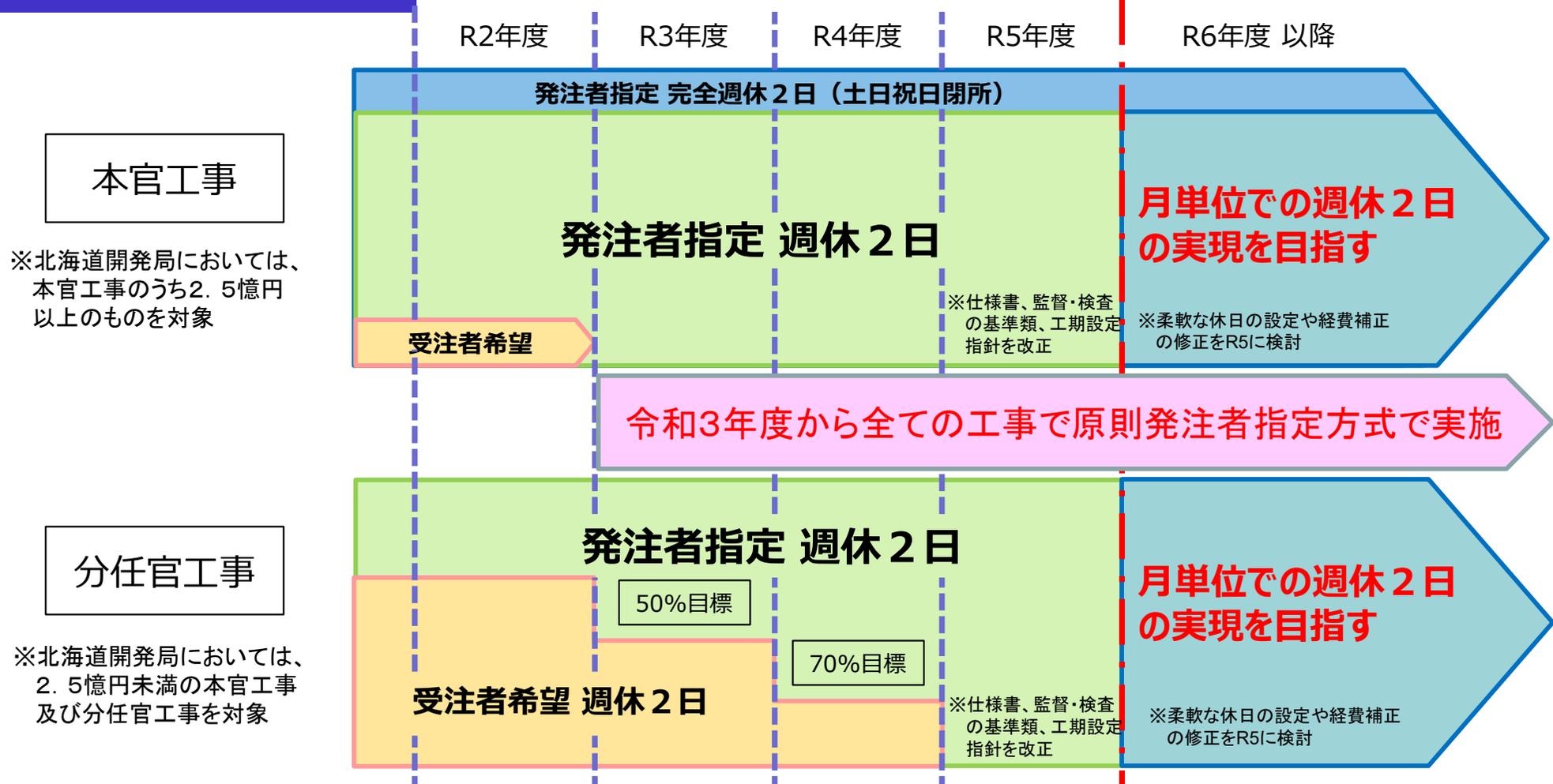
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数	824	3,841	6,091	7,780	7,746	7,492	7,284
(取組件数)	(165)	(1,106)	(2,745)	(4,450)	(6,853)	(7,300)	(7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度を取組件数には取組協議中の件数も含む

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



4. 土木工事電子書類スリム化ガイド（改定）

令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

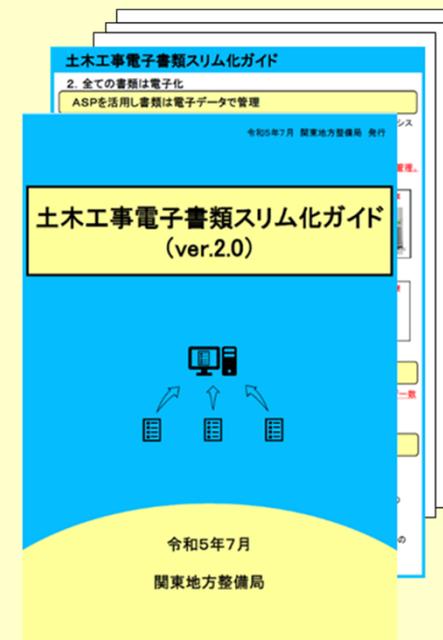
- ・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■バージョンアップのポイント

- ✓ アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓ 発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

■主なバージョンアップ箇所

- ✓ 施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓ 設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✓ 臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓ 工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓ オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載



※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

【目的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

【対象工事】

令和3年4月1日以降に入札公告を行う全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

施工中の工事においても、発注者より検査書類限定型工事の実施の可否について受注者と協議のうえ、対象工事とすることが出来る。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

① 施工計画書	⑥ 品質規格証明書
② 施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦ 出来形管理図表
③ 工事打合せ簿(協議)	⑧ 品質管理図表
④ 工事打合せ簿(承諾)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿(提出)	⑩ 工事写真

検査書類限定型のイメージ

通常検査

検査書類

約40書類

検査書類限定型

検査書類

10書類に限定

上記の書類以外は、
監督職員による施工
プロセスのチェックリスト
により確認

「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

1. アンケート調査方法

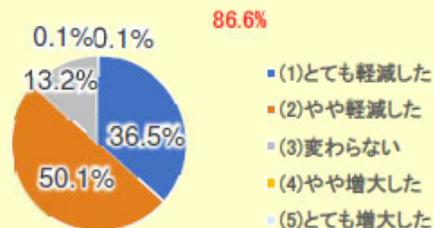
- ・対象工事 : 令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事
- ・対象者 : 受注者(現場代理人又は監理技術者)、発注者の監督職員、技術検査官
- ・アンケート方法 : 令和4年5月25日～6月13日の期間にWEB方式にて実施

2. アンケート結果

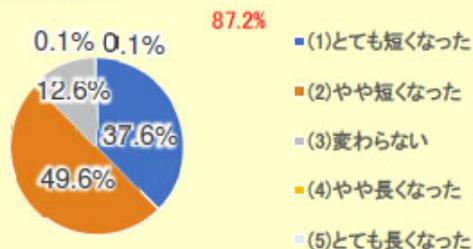
受注者(現場代理人又は監理技術者)

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準備作業は軽減しましたか。】



【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】



■主な意見

- ・ 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅に削減された。
- ・ 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要でどうしても残業が生じていたが、現在はASP(情報共有システム)にある電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- ・ 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- ・ 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組みである。
- ・ 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

監督職員

回答数295工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた確認作業は軽減しましたか。】 検査時間はどうでしたか。】



■主な意見

- ・ 施工業者は受検に向けた作業は軽減したと感じます。
- ・ 技術検査官は工事検査書類が限定されたため出張所での施工プロセスチェックの正確性が求められると感じます。

技術検査官

回答数281工事

【従来の書面検査と比較して、施工管理、検査時間はどうでしたか。】 出来形、品質は確認できましたか。】



■主な意見

- ・ 検査官としても書類検査に係る時間が短縮されるため、現地検査を重点的に行う事が出来た。
- ・ 発注者・受注者に両方にメリットのある取り組みだと思う。

5. インフラ分野のDX 推進について

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場 ～インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

〈令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針〉

● 令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的に実施。

- ・ 工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。
- ・ 工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。
なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。

● 発注者側の標準的な通信環境の仕様を示すことで、通信接続問題の解消の一助になり、また民間の技術開発の発展・促進につながることに期待

- 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams、zoom等)」等を利用。
- 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

〈実施件数〉

令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・549工事(35事務所)(令和5年3月末時点)

令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事(36事務所)(令和4年3月末時点)

令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事(31事務所)(令和3年3月末時点)

配信システムに関する仕様

項目	仕様	
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80,443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Internet Explorer11(R4.6まで) Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えません。

〈成果〉

- ・ 監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・ 施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・ 立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった



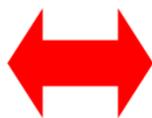
**受発注者ともに
人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与**

現場での受注者による撮影状況



ウェアラブルカメラにより撮影

リモート(遠隔)で監督を実施

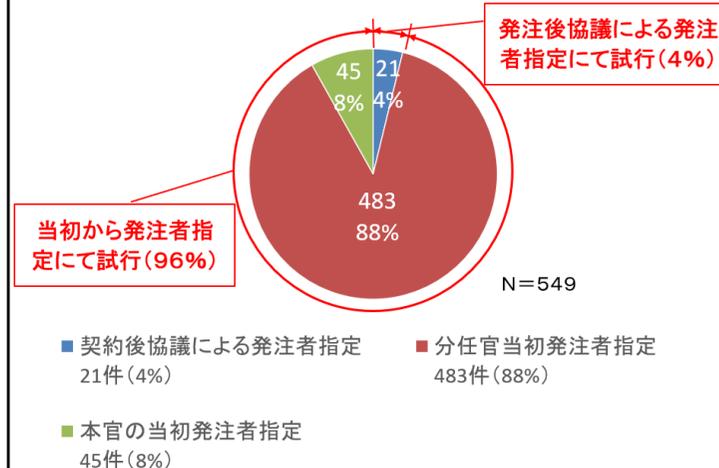


執務室での監督職員による確認状況



リアルタイムで映像を確認

令和4年度 遠隔臨場の試行区分 R5.3末時点



【本事例集の内容及び主な特徴】

- ・ **50事例を掲載**・・・通信環境の改善（13事例）、効率的な計測（17事例）、安全管理（9事例）、視認性の向上（6事例）、その他（5事例）
- ・ 工夫を実施した事例は、土木工事の他、**機械工事、電気設備工事**も掲載。
- ・ 遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会以外での活用を妨げるものではないことから、「その他」の事例として受発注者の業務効率化に繋がる先進的で画期的な活用事例も掲載。

通信環境の改善（衛星通信による通信環境改善）

〈実施内容〉

課題に対して工夫した点	遠隔臨場による確認項目	映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム
<ul style="list-style-type: none"> ・ Starlink（衛星Wifi）を用いて、通信の途切れを軽減させた。 ・ 音声がかえづらい、発信しても届きが悪いなどの観点についてBONX（Bluetooth型イヤホン）を使用し、鮮明に通話を可能にした。 ・ 通信時の手ブレにより、画面酔いしてしまうのに対し、DJIハンドカメラパーを使用し手振れを軽減させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認 既製杭打設施工開始時（試験杭） 打設状況・使用材料確認 鋼矢板打設完了時（打設高） 地盤改良施工開始時（試験施工） 改良状況・使用材料確認 	<p>「記録」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SiteLiveスクリーンショット機能 <p>「配信」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ starlink（衛星Wifi） ・ DJIハンドカメラパー ・ BONXイヤホン

土木工事



〈工事概要〉 R4荒川第二調節池排水門及び囲繞堤新設工事

工期	R4.12.01～R8.03.31
実施期間	R4.12.01～R8.03.31
工事内容（主工種）	築堤・護岸工 盛土工、法面整形工、固結工 植生工、コンクリートブロック連節張、As舗装工、土砂受入工、水門（既製杭工、コンクリート工、止水・止水矢板工、護岸工）
事務所	荒川調節池工事事務所
受注者	飛鳥建設（株）

課題類型の記載及び課題類型ごとに工夫点を整理

・活用した機器
・遠隔臨場した確認事項を具体的に記載

・施工者（受注者）や監督職員（発注者）が活用して感じた「効果」や「今後改善を要する点」など、現場からの生の声を掲載。

・現場でどのように遠隔臨場を活用したか、状況の分かる写真を厳選して掲載。
・「遠隔臨場の初心者」でも分かりやすい事例集としている。

〈現場の声〉

●施工者（受注者）

- 〈効果〉
- ・ 音声の送受信はとても良好だった
 - ・ 衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された

〈今後改善を要する点〉

- ・ 立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならないので、定置しておける仕様になりたい一歩検討
- ・ ハンドカメラは片手がふさがるので、両手をフリーにできると安全

●監督職員（発注者）

- 〈効果〉
- ・ 移動に時間をとられない為、他の仕事も効率的に進める事ができた。

〈今後改善を要する点〉

- ・ 当工事も通信環境の工夫はしているものの、通信の途切れが発生したため、通信環境の改善が必要。
- ・ 測量器械を使った立会は監督職員が直接観測することができない。



【立会状況（現場側）】



【製品名：DJIハンドカメラパー・BONX】



【立会状況（監督側）】



【製品名：starlink（衛星Wifi）】

NO.2

活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等

- ・ 出来あがり全体イメージの確認
- ・ 特定部※の確認

- 業務・工事ごとに**発注者が活用目的を明確**にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、**義務項目**、**推奨項目**から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に**未経験者も取組可能な内容**とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など**高度な内容**を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

対象とする範囲

◎：義務 ○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	—	—	—	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

積算とインセンティブ

- 3次元モデル作成費用については見積により計上（これまでと同様）
- 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに**発注者が**受注者に設計図書の作成の基となった情報の**説明**を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

特定部の定義

各工種共通	(異なる線形)	<ul style="list-style-type: none"> 2本以上の線形がある部分
	(立体交差)	<ul style="list-style-type: none"> 立体交差の部分
	(障害物)	<ul style="list-style-type: none"> 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分
	(排水勾配)	<ul style="list-style-type: none"> 既設道路、立体交差付近での流末までの部分 既存地形に合わせて側溝を敷設する部分
土工	(既設との接続)	<ul style="list-style-type: none"> 既設構造物等との接続を伴う部分
	(工種間の連携)	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
	(高低差)	<ul style="list-style-type: none"> 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	(支点周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認



3次元モデル活用時の留意点

- 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。)

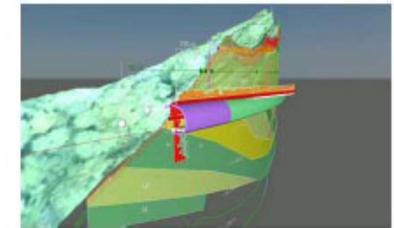
3次元モデルの活用(推奨項目)

推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。
 (該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

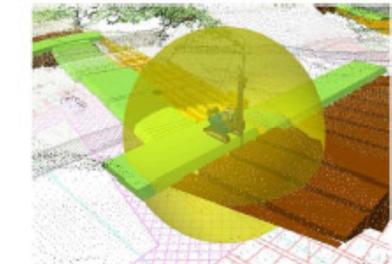
※先進的な取組をしている事業を通じて、
 3次元モデルのさらなる活用方策を検討

3次元モデルの活用 推奨項目 例

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認
 ※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用してしています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、**最新の情報を明確にする**。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、**検討経緯、資料の新旧等に留意**して説明する。

(参考) 電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可

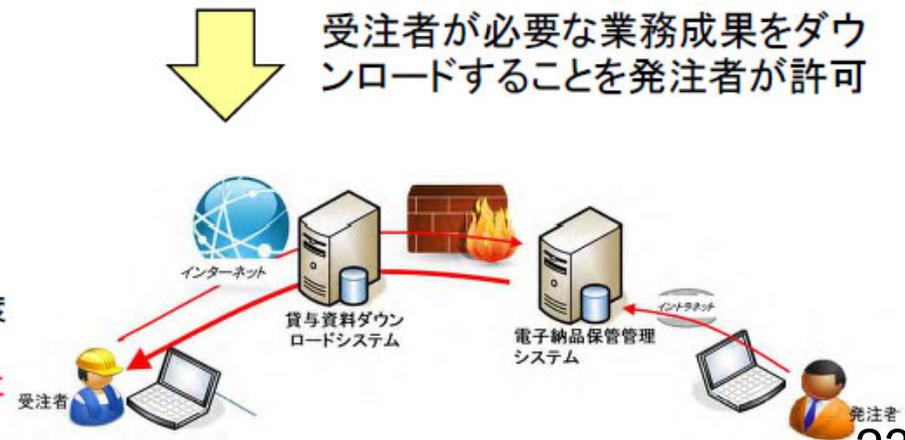
これまで

これから

- CD等による受け渡し
 - ・ 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
 - ・ 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



- インターネットによる受け渡し
 - ・ 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - ・ **受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ**



6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

(対象区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

首都圏広域地方計画協議会

＜現状と課題＞

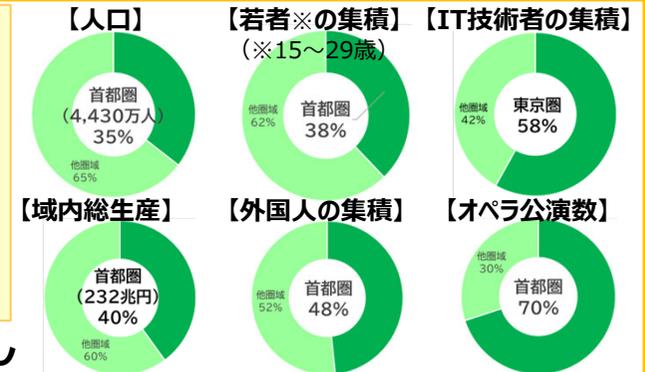
【3つの危機】

- 巨大自然災害
- 国際情勢の緊迫化に伴うエネルギー・食料確保
- 人口減少・高齢化、人手不足、人材の競争力低下

【首都圏の強み】

- 中枢機能、ゲートウェイ機能
- 人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術)の集積
- 大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな自然環境が大都市に近接
- 充実した鉄道等の交通ネットワーク

【コロナ禍を経た変化】 ○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し



＜将来像＞

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ・「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルな空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

＜目標＞

I. 危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル

危機：(1)巨大災害リスクへの対応 (2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応 (3)人口減少・高齢化リスクへの対応

【首都圏のリニューアル】

- ①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新
- ②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」
- ③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換

II. 首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

- ＜戦略的視点＞ 1)デジタルの活用とリアルとの融合 2)人間の仕事の尊重、次世代の育成 3)課題を解決するグリーン
4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝 5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像 (しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出) を実現 国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業への 加点措置に関する説明会

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 略

○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

第2 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

（1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

（2）実施時期

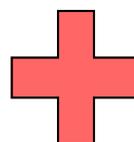
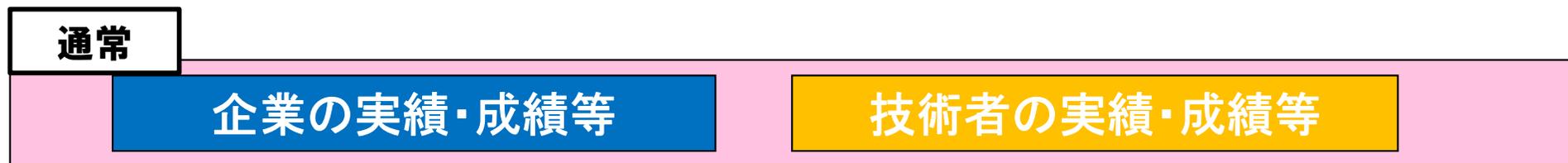
原則として、平成28年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成28年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。（以下略）

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)



WLB推進企業を加点評価

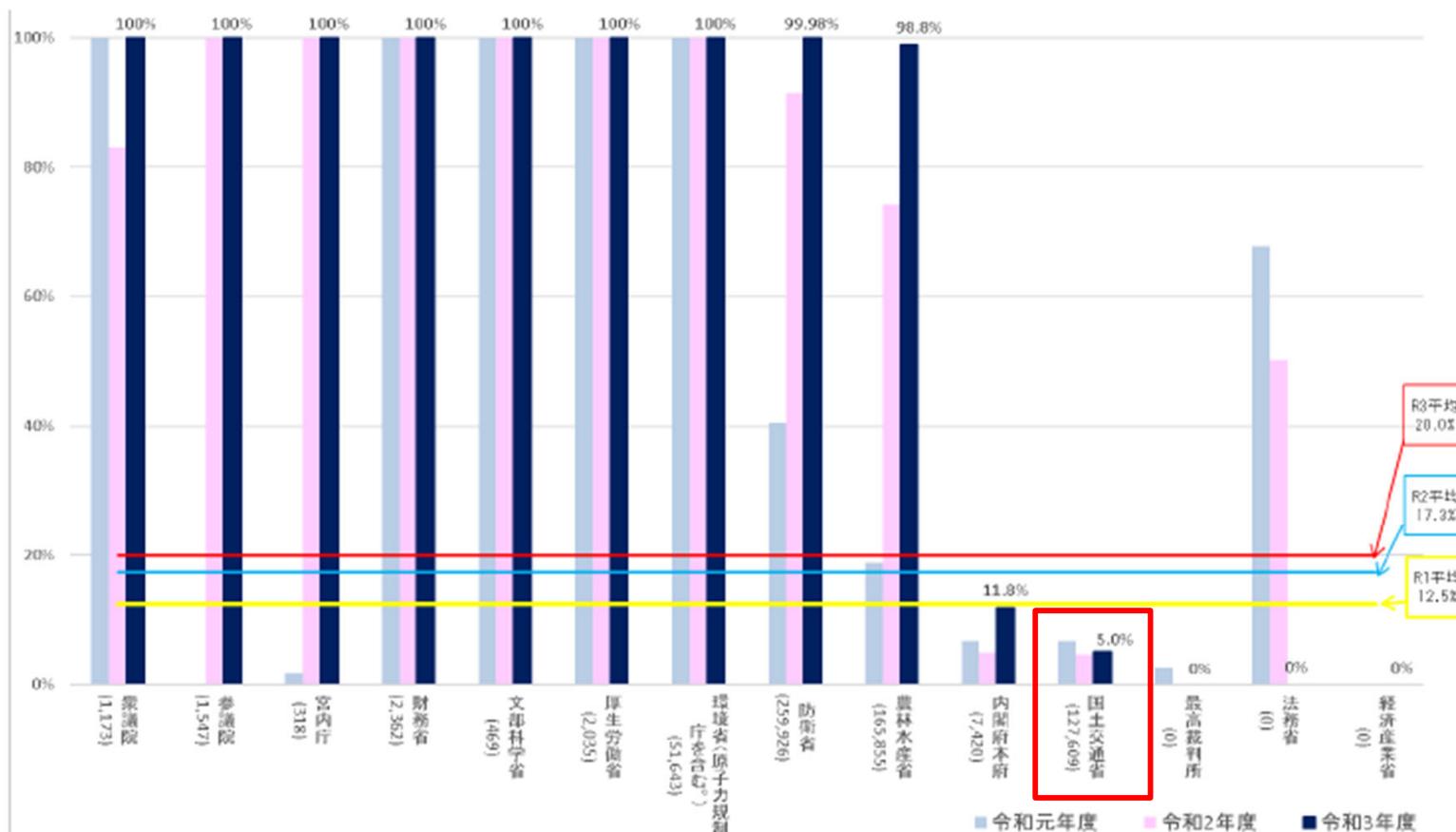
段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

令和5年6月13日 全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料(抜粋)

実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

3 公共工事等

▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。

※3 経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。

H30～

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等(※)まで拡大する旨、地方整備局等宛に通知を发出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

業界団体向け説明会を開催

R6.1～

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

今後

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大

国土交通省通知(抜粋)

(1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級
 建築工事A等級・B等級
 技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

(2) 配点例

		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

【加点对象】

えるぼし等認定企業

くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点点目と配点】

企業の能力等

1点を標準

※港湾空港関係は別途通知(予定)

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- えるぼし認定**: 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。
 - プラチナえるぼし認定**: えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。<令和2年6月～>
- ➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

<p>プラチナ えるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	<p>① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。）</p> <p>又は</p> <p>② <u>直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。</u></p> <p>(i) <u>正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。</u></p> <p>(ii) <u>正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</u></p> <p>(※) 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。</p>	同左
2.継続就業	<p>○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。</p> <p>(i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ<u>7割以上</u>であること。</p> <p>(※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</p> <p>(ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ<u>8割以上</u>であること。</p> <p>(※) 継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合</p> <p>○ <u>上記を算出することができない場合は、以下でも可。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</u> 	<p>○ 左に掲げる基準のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (i)について、8割以上 ・ (ii)について、9割以上 <p>であること。(その他の基準は同左)</p>
3.労働時間等の働き方	<p>○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p>	同左

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	<p>① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。</p> <p>又は</p> <p>② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。</p>	<p>○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</p> <p>ただし、1.5倍後の数字が、</p> <p>① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。</p> <p>(※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。</p> <p>② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。</p> <p>(※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上</p>
5.多様なキャリアコース	<p>○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	同左

(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

(注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない(雇用形態が異なる場合を除く。)

<その他>

- ・ 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- ・ 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- ・ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！ 新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 **7%**以上 → 令和4年4月1日以降：**10%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **15%**以上 → 令和4年4月1日以降：**20%**以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://youritsu.mhlw.go.jp/> p.3 参照) で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク



ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 **13%**以上 → 令和4年4月1日以降：**30%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **30%**以上 → 令和4年4月1日以降：**50%**以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 **55%**以上 → 令和4年4月1日以降：**70%**以上

特例認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

ポイント3

トライくるみんマーク



○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました（詳細はp.4参照）。

くるみん、トライくるみん認定基準

改正前くるみん	トライくるみん	新しいくるみん
<ol style="list-style-type: none"> 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。 		
<ol style="list-style-type: none"> 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上であること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 		
<p><労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く） 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 		
<ol style="list-style-type: none"> 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。 		
<ol style="list-style-type: none"> 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月4.5時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 		
<ol style="list-style-type: none"> 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 		

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)において実施している「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率から-0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和5年3月1日現在(期間5年以内)で中小企業事業1.20%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること
4	右の青少年雇用情報について公表していること
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可能であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。
※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。(https://shinsei.e-gov.go.jp/)

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。(融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)

8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置

※北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。 数値は全て令和5年3月末時点。

- 令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
- 令和4年度実績では、落札者のうち約4分の3が賃上げを表明。

■ 制度概要

【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

↓ 総合評価において、表明者に加点

落札・契約

↓

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

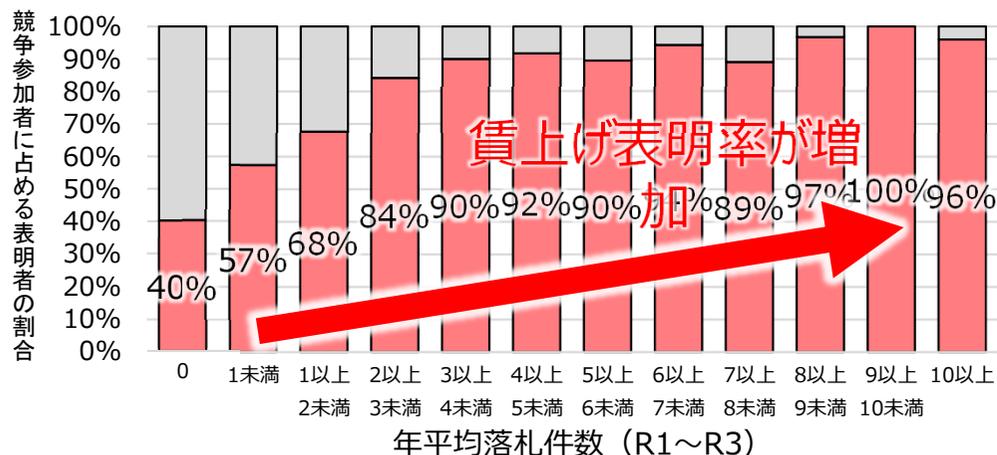
↓ 目標未達成の企業については、以降の総合評価において減点措置(1年間)

【賃上げ目標】
大企業 : 3%
中小企業等 : 1.5%

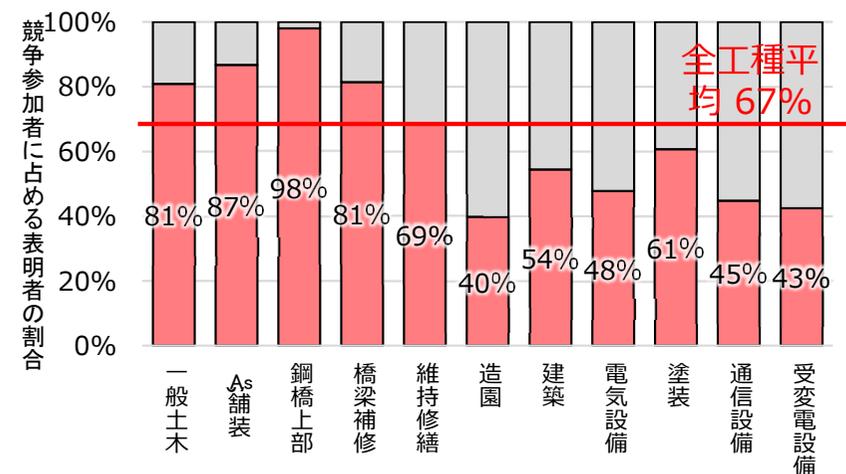
■ 落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数・者数
対象工事件数 (※)	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者 (約67%)
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者 (約75%)

■ 直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向



■ 公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向



○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象社員 評価対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇用していない社員		その他の雇用形態(※)		...
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						...
	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
時間外手当									...
賞与									
⋮		①	②		⋮				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等々を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ① : 社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ② : 継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③ : 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④ : 継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
 ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
 ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご注意ください。

○寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載(R5.8.16最終更新)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 国土交通省Q & A

大分類	小分類	細分	ご質問	回答	作成・更新日
				<p>各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。</p> <p>その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。</p> <p>年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態として賃上げが伴っていることが必要です。評価対象となる給与を年度ごとに意図的に変更することにより、実際の賃上げが伴わない場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認められない可能性がありますので、ご留意ください。</p> <p>一例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和4年度にかけては、賞与を引き上げて、給与総受給額3%賃上げを達成し、給与総受給額を評価対象とする。 ・令和4年度から令和5年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを3%引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにもかかわらず、評価対象を基本給のみとする。 <p>等のケースでは、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。</p>	R5.8.16
2	2	②(2)	<p>具体的に、2022年度はボーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額（ボーナス・各種手当含む）を前年度比3%以上アップ。</p> <p>それに対し、2023年度は基本給（ボーナス・各種手当含まず）のベースアップによる賃金引上げを検討している。</p> <p>このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。</p>		

建設産業行政の最近の動き



国土交通省関東地方整備局建政部

- 齊藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（P 2）
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小員会中間とりまとめ（P 4）
- CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた
更なる取組強化（P 9）

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会

開催概要

日時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小員会中間とりまとめ

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供の義務化**
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費等**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
 - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) **標準労務費の勧告**

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) **受注者における不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

(3) **適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置**

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) **適正な工期の確保**

- ① **受注者**による**著しく短い工期の禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) **生産性の向上**

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
 - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等の専任制度等**の合理化

※ 今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

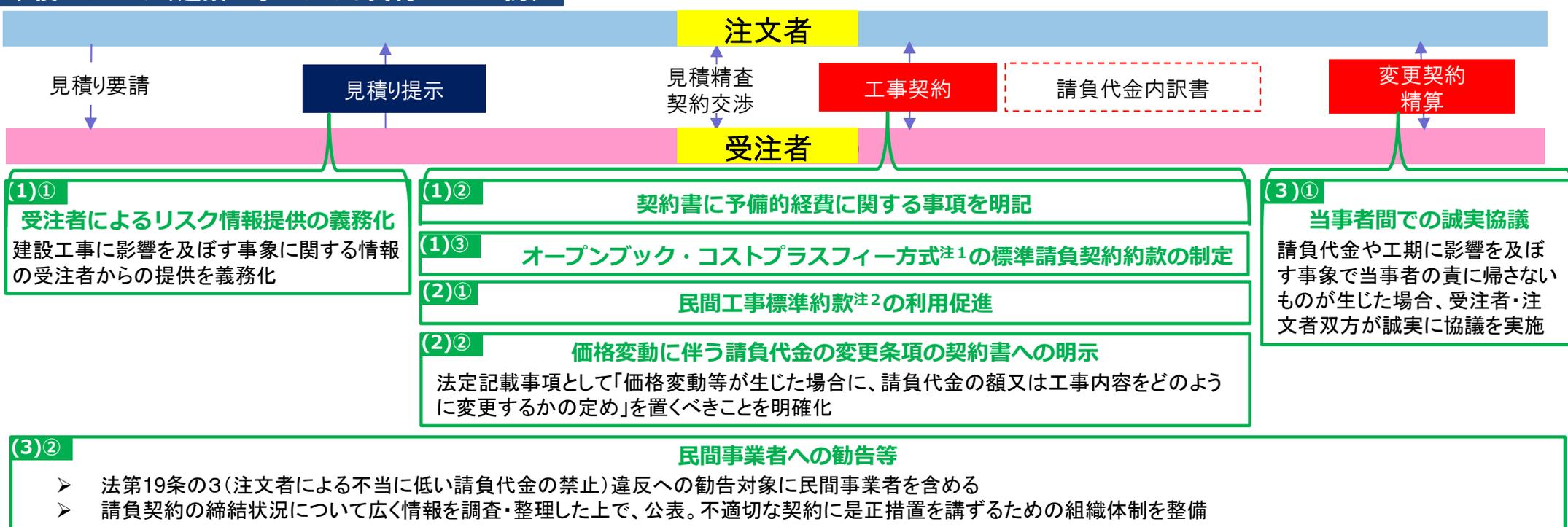
現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある。

対応の方向性

1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化、3) 当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現

今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。

(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

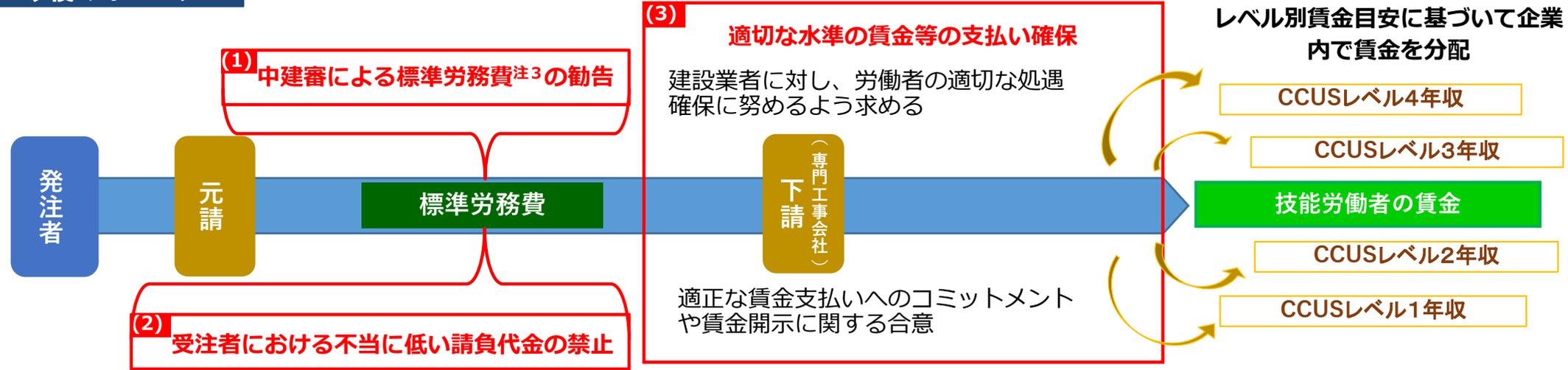
現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

(注3)標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

現状・課題

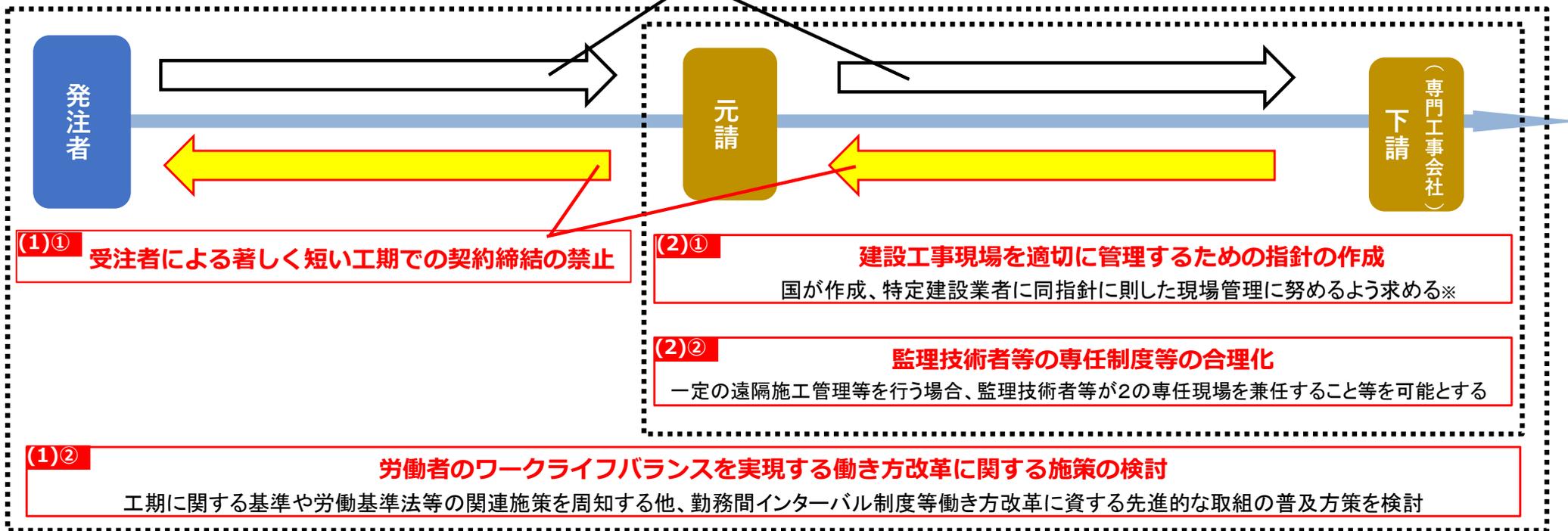
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、**技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性**がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する**情報通信技術の活用が十分に進んでいない**。このことは、**施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題**。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、**情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。**

今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- **市販の安価なカードリーダーでも対応可能なシステムや安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組を本年中に提供開始**
- **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積できる**よう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施**
(建設業振興基金にて継続)

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。
(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- 能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
- 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いいたします。

令和4年度 意見要望への対応状況 関東地方整備局

整備局資料- 3

※令和4年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主要要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
新・担い手 3 法	改正 品確法 運用指針	発注者 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。(日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川) ・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。(日建連、PC建協、栃木、神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【21号まで配信(R5.9月末時点)】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。 	
働き方改革 担い手確保	週休2日	試行工事	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。(日建連) ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連) ・「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。 	
		積算	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。(橋建協、千葉、長野) ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。(神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映) 	
		工期設定/ 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川) ・設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協) ・工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。 ・工期設定に新たに猛暑日を考慮 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		2024年4月からの建設業時間外規制	・時間外労働と休日労働の適用除外に関して、除雪や大雨時のパトロールの扱い	・適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催	
働き方改革 担い手確保	施工時期の平準化		・発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、栃木、東京、長野)	・早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連) ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京) ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。(群馬) ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。(道建協、PC建協) ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。(東京、群馬)	・R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。 ・群馬県内の一般土木工事(Cランク)において、R4.1から「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行を実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 ・R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。	
	見積尊重宣言		・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。(日建連)	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
i-Construction (建設生産性の向上)	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協) ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協) ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床掘工・小規模土工など)への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を发出。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		各種支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協) ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木) ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。 	
i-Construction (建設生産性の向上)	規格の標準化		<ul style="list-style-type: none"> ・プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協) ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。(日建連) ・PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R5.2月末で12回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。 ・令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。 	
	BIM/CIM		<ul style="list-style-type: none"> ・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協) ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R5.3)」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。 ・発注実績は令和3年度から令和4年度にかけて約2倍に増えた(96件→184件)。 ・BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。 	
入札契約	入札契約制度		<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	発注方式		<ul style="list-style-type: none"> 一括審査方式のさらなる活用の拡大。(日建連、橋建協) 設計者と施工者の連携した契約方式の採用。(PC建協) ECI方式のさらなる活用の拡大。(日建連) フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。(埼玉、神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。 効率的な施工管理、安全管理等による工物品質の向上を図るため、新技術導入促進型(I、II)の試行を拡大。 R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し) R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 	
設計積算	事前調整 事前準備 条件明示		<ul style="list-style-type: none"> 現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木) 概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨) 現場と整合性のある精査された最新の設計図書を提供。(神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。 設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。 	
	予定価	労務単価 市場単価	<ul style="list-style-type: none"> 設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川) 実勢価格を把握される調査回数の増加。(既製杭工)(茨城) 	<ul style="list-style-type: none"> 労基法改定による有給休暇取得義務化や必要な法定福利費を反映し、R4.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比3.0%、全職種で前年度比2.5%の引き上げを実施。 R5年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比5%の引き上げを実施。 	
		低入札価格 調査基準	<ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川) 最低制限価格における一般管理費の算定率(5.5/10)の引き上げ。(埼玉) 	<ul style="list-style-type: none"> R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68) 	
	設計変更		<ul style="list-style-type: none"> 適時適切な契約変更。(日建連) 発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協) 工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。(道建協) 	<ul style="list-style-type: none"> 「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
監督検査	書類の簡素化		<ul style="list-style-type: none"> ・工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。 	
	監督・検査		<ul style="list-style-type: none"> ・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協) ・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。 	
	遠隔臨場		<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。 	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	地元受注		<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川) ・地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。 	
	災害関係		<ul style="list-style-type: none"> ・災害活動に係る補償。(神奈川) ・建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善。(神奈川、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出勤を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。 	

令和5年度（一社）千葉県建設業協会との意見交換会 回答

項 目	回 答	備考
1. 建設業の分業化について	<p>建設業は工事開始から完了まで一人の主任技術者が専任となる。施工計画作成から始まり、工事期間中は現場の施工管理、そして工事完了前には竣工書類の作成、さらには設計変更の対応等一連の項目を一人でこなす能力が必要とされています。</p> <p>それに対し、他産業の場合では、それぞれの工程は分業化するなど、効率的に仕事が行われています。建設業も業務の改善を図るべく分業体制に移行を検討してはどうでしょうか。計画と竣工書類は会社が品質の担保を行えることから、主任技術者は現場施工期間のみで可能とするよう制度改正を提案・要望します。</p> <p>現実的に、建設業に就職しても資料作成ばかりでイメージと違うために離職者が多くなっていることも事実です。施工計画書は近年、製作用ソフトが充実する等、一般化してきており、竣工書類については代行業務も出始めていることから、施工を希望する技術者が施工に専念できるよう整備していただきたいです。その結果、工事中止の際なども柔軟に他工事に配置換えすることが可能となり、効率的な人員配置が可能になります。</p> <p>建設業法に基づき、元請けの主任技術者又は監理技術者は契約工期で配置する必要があります。</p> <p>ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」により、元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しないこととなっております。</p> <p>① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）</p> <p>② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間</p> <p>④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>なお、上記①～④の専任を要しない期間同士の重複は可能ですが、それ以外の重複は、現制度上は認められておりません。</p> <p>専任期間の重複を避けるため、早期竣工がされた場合の変更契約による工期の前倒しや、余裕期間制度を採用した工事により工期の始期を調整いただくこと等が考えられます。</p> <p>主任技術者及び監理技術者の配置及び専任義務緩和についての要望は本省へ伝えます。</p>	
2. 働き方改革に伴う工事への対応について	<p>建設事業の時間外労働については上限規制の適用が猶予されていますが、2024年4月1日から本格的に適用されることから、当協会では千葉労働局に対して、上限規制の解説、手続きなどについて事前の周知として県内各地域において説明会を要請し、現在、その開催準備を行っています。一方、建設工事の対応は、現場へ移動、朝礼、工事作業、後片付け、会社まで移動が一連の労働時間の範囲で行う事が標準となるなか、これまでの実働作業の時間拘束に限られ、作業効率低下による生産性が劣ってくることで、最終的に工期、工事費へ波及することになります。</p> <p>また、週休2日制の適用により、休日数が増えても工期を守るために時間外勤務が増加する現場があります。</p> <p>働き方改革に対応した日作業量の見直し、適切な工期の算定などは待ったなしですので、早期に対応するよう要望します。さらに週休2日制の適用により、現場作業員の所得が減らないよう、労務費単価等の見直しもお願いします。</p> <p>日当たり作業量の見直しにあたっては、朝礼や準備体操、後片付け等は、1日の就業時間に含まれるものとして、令和4年度の実態調査により把握し、標準歩掛に反映してきており、令和5年度以降も実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定です。</p> <p>併せて、資材基地からの移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討しているところです。</p> <p>公共工事設計労務単価は、公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を職種ごとに労働基準法に基づく「賃金台帳」等から調べる「公共事業労務費調査」の結果に基づいて決定しており、公共工事設計労務単価は11年連続で引き上げられ、令和5年度は9年ぶりに5%を超える上昇となっています。</p> <p>いただいたご意見は本省に伝えるとともに、実態の把握に努めてまいりますので、引き続き、公共事業労務費調査や施工形態動向調査、諸経費動向調査等にご協力をお願いいたします。</p>	

令和5年度（一社）千葉県建設業協会との意見交換会 回答

項目	回答	備考
3. 積算基準について	<p>国・千葉県が発注する工事の積算は、施工パッケージ型積算となっており非常に分かりにくいです。また、発注者側の若手職員は何故、パッケージ単価になっているか理解されていないのが現状です。そのため、設計単価と実際の単価が合わない場合において協力会社（下請け）に設計単価を押しつける事が生じるのではないかと危惧しています。また、「日当たり作業量」の不必要な資料が別途必要となるなど、工程管理が煩雑になり現場職員の負担が生じていることが心配です。</p> <p>場合によっては、予定価格と見積額に乖離が生じるなど、入札不調などが発生している一因となっています。</p> <p>以上のことから、積み上げ型積算に戻すか又はその根拠を示していただくことを要望します。</p> <p>施工パッケージ型積算方式は、受・発注者双方の積算の効率化を目的として、工事目的物に含まれる標準的な工種をパッケージ化し、地域及び時期の違いによる補正を行うことで工事費を積算する方式で、平成24年10月から適用を行っているところです。</p> <p>施工パッケージ型積算方式は、積算の効率化のみならず、受注後の単価協議の透明性や設計変更時等における協議の円滑化が図られているため、従来型積算である積み上げ方式に戻すことは困難である事をご理解下さい。なお、国土技術政策総合研究所(国総研)のホームページに施工パッケージ型積算の単価表や解説なども掲載されています。参考になると思いますのでご確認頂ければと思います。</p> <p>また、施工パッケージ型積算といえども、元となる考え方は積み上げ型積算に変わり無く、従来より研修を通じて、施工方法や施工手順、パッケージに含まれている工種、パッケージとは別に計上しなければならない工種など若手職員に伝えておりますが、改めて若手職員の理解促進に取り組んでまいりたい。</p>	
4. Cランク発注案件について	<p>最近、国が発注する土木一式工事において、格付けB・C案件が多くみられます。Bランク業者と総合評価の評定点が2～3点差がついている状況です。また、4年度から、Bランク案件がかなり増えているようです。県内本店のCランクでの発注案件を増すと共に、予定価格上限枠の引き上げをしていただくよう提案要望します。</p> <p>本年度の千葉県内のCランクの発注工事は、増加傾向となっております。</p> <p>また、会計法第29条2項、予算決算及び会計令第72条において、競争に参加する者に必要な資格を定めるものとなっております。国土交通省においては、「工事請負業者選定事務要領」を策定し、工事の予定価格と等級を定めており、一般土木のC等級は予定価格6千円以上、3億円未満とされております。頂いた予定価格上限枠の引き上げの御意見につきましては、本省に伝えてまいります。</p> <p>なお、技術的難易度が低い工事や競争参加者が少数と見込まれる工事においては、競争参加資格の緩和として、4億5千万円までC等級の参加が可能となっておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	
5. 一般競争での賃金アップに対する加点措置について	<p>7、8年前から技術者不足が顕著化し、技術者の引っ張り合いが始まり、給与アップを主体とした技術者の待遇向上に取り組み技術者をつなぎ止めてきました。</p> <p>また、技術者のつなぎ止めと新規卒業者を呼び込むため、週休2日制の徹底と長時間残業の排除にも力を入れてきました。この2つを実施しながら給与を確保させるということは更に給与アップをしていることになっていきます。</p> <p>このようなことが少し落ちついてきたかと思っていた矢先に、2年前からの賃金アップによる加点です。最近では原材料の高騰や下請け業者不足による外注額の増加が加わり、赤字の工事が増えてきています。</p> <p>公共工事の品質確保のために導入した一般競争の理念をゆがめるものだと考えます。是非とも改善をしていただくよう要望します。</p> <p>総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の加点措置については、政府全体の取組として、国土交通省のみならず、他の国の機関も含め実施されているものです。</p> <p>先程のご説明のとおり、賃上げの実績確認の際には、例えば比較対象となる社員の範囲から役員や嘱託職員を除いたり、賃金ではボーナス、手当等を除いた基本給のみを比較対象とすることも可能とするなど、柔軟な対応を取らせていただいているところです。</p> <p>頂いた御意見につきましては、本省に伝えます。</p>	

回答参考資料

令和5年11月9日



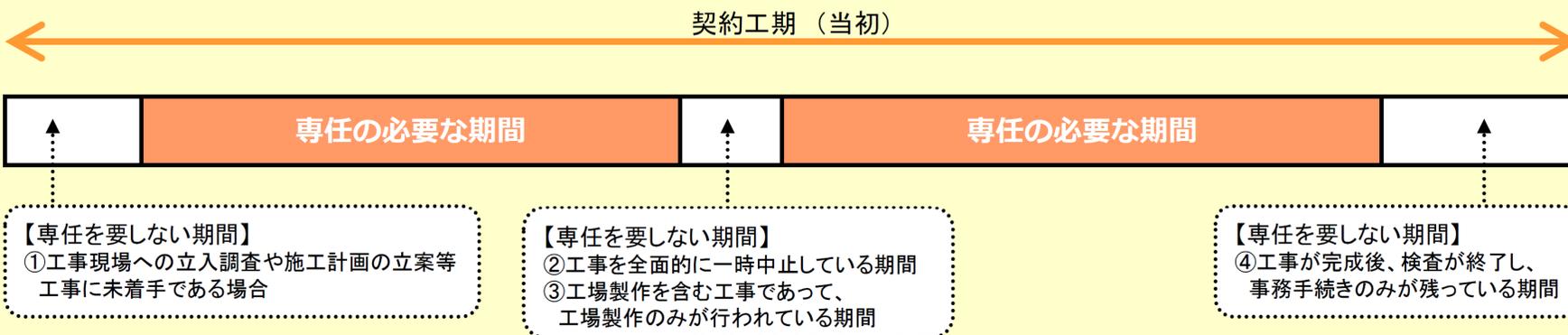
国土交通省 関東地方整備局

○「専任」で配置すべき期間

監理技術者制度運用マニュアル 三(2)

- 現場配置技術者に専任が求められる場合、元請業者の技術者は、基本的には契約工期がその専任設置期間となります。
- ただし、工事が行われていないことが明確な期間、あるいは、工場製作のみ行われている期間は、必ずしも専任設置を要しません。
- ！いずれの場合も、発注者との間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確にされていることが必要です。

元請業者



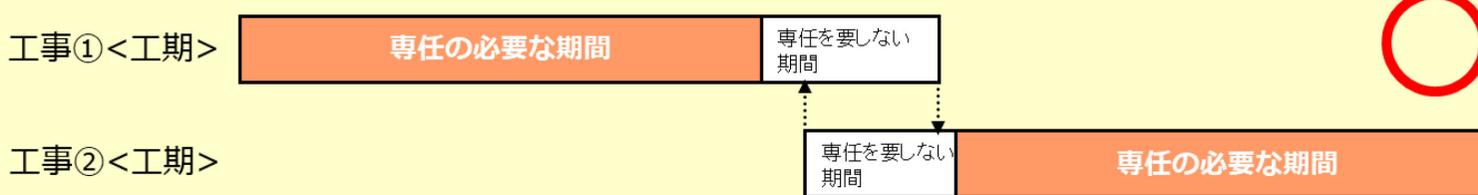
留意事項

契約工期が重複する場合<例示>

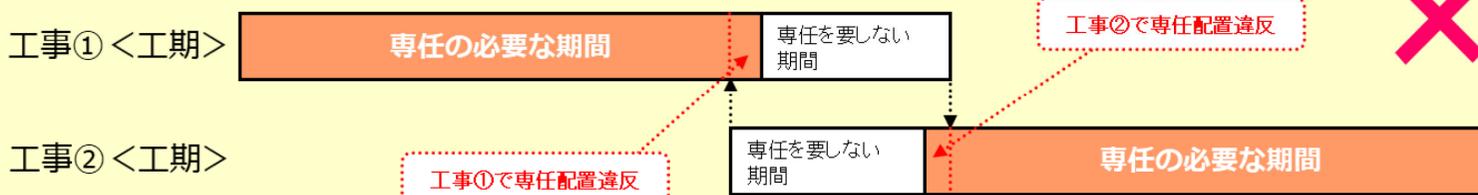
監理技術者制度運用マニュアル 三(2)

元請業者

【ケース1】 専任を要しない期間のみ重複した場合 ※発注者との間で書面により、専任を要しない期間が明確にされていることが必要



【ケース2】 専任の必要な期間に重複した場合



施工パッケージ型積算方式について

Google

国総研 施工パッケージ

× | 🔊 | 🌐 | 🔍

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

施工パッケージ型積算方式

国土交通省では、受発注者双方の積算労力の軽減等を目的とした「ユニットプライス型積算方式」を平成16年度より一部の工事で試行してきましたが、当該積算方式について価格の妥当性への懸念、価格の透明性確保等の課題が指摘されてきました。このため、積算の効率化の一層の促進と「ユニットプライス型積算方式」の課題を改良した新たな積算方式として、『施工パッケージ型積算方式』の研究を行っています。


【標準単価(令和5年版)】

- NEW !** ▶ 施工パッケージ型積算方式について (2023.04)
- NEW !** ▶ 代表材料規格等の基準単価作成方法について ※2023.3.29更新 (2023.03)
- NEW !** ▶ 施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDF版)(解説付き) ※2023.3.29更新 (2023.03)
- NEW !** ▶ 施工パッケージ型積算方式標準単価表(excel版) ※2023.3.29更新 (2023.03)
- NEW !** ▶ 施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料) ※2023.3.29更新 (2023.03)
- NEW !** ▶ 東日本大震災の被災地で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDF版) (2023.03)
- NEW !** ▶ 東日本大震災の被災地で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(excel版) (2023.03)
- NEW !** ▶ 熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDF版) (2023.03)
- NEW !** ▶ 熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(excel版) (2023.03)
- NEW !** ▶ 平成30年7月豪雨の被災地(広島県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDF版) (2023.03)
- NEW !** ▶ 平成30年7月豪雨の被災地(広島県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(excel版) (2023.03)

技術情報の一部はPDF形式のファイルとなっております。PDFファイルをWebブラウザ上で正常に表示できない場合は、[こちら](#)をご参照下さい。
 なお、古いバージョンの『Adobe Acrobat Reader』だと、正常に表示されないおそれがありますので、最新バージョンのダウンロードを推奨します。

[過年度の情報はこちら](#)
[前のページに戻る](#)

(別 添)

令和5年度

施工パッケージ型積算方式標準単価表

(令和5年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事から適用)

国土交通省

関東地方整備局との意見交換会 提案テーマ

千葉県建設業協会

① 建設業の分業化について

建設業は工事開始から完了まで一人の主任技術者が専任となる。施工計画作成から始まり、工事期間中は現場の施工管理、そして工事完了前には竣工書類の作成、さらには設計変更の対応等一連の項目を一人でこなす能力が必要とされています。それに対し、他産業の場合では、それぞれの工程は分業化するなど、効率的に仕事が行われています。建設業も業務の改善を図るべく分業体制に移行を検討してはどうでしょうか。計画と竣工書類は会社が品質の担保を行えることから、主任技術者は現場施工期間のみで可能とするよう制度改正を提案・要望します。

現実的に、建設業に就職しても資料作成ばかりでイメージと違うために離職者が多くなっていることも事実です。施工計画書は近年、製作用ソフトが充実する等、一般化してきており、竣工書類については代行業務も出始めていることから、施工を希望する技術者が施工に専念できるよう整備していただきたいです。その結果、工事中止の際なども柔軟に他工事に配置換えすることが可能となり、効率的な人員配置が可能になります。

② 働き方改革に伴う工事への対応について

建設事業の時間外労働については上限規制の適用が猶予されていますが、2024年4月1日から本格的に適用されることから、当協会では千葉労働局に対して、上限規制の解説、手続きなどについて事前の周知として県内各地域において説明会を要請し、現在、その開催準備を行っています。一方、建設工事の対応は、現場へ移動、朝礼、工事作業、後片付け、会社まで移動が一連の労働時間の範囲で行う事が標準となるなか、これまでの実働作業の時間拘束が限られ、作業効率低下による生産性が劣ってくることで、最終的に工期、工事費へ波及することになります。

また、週休2日制の適用により、休日数が増えても工期を守るために時間外勤務が増加する現場があります。

働き方改革に対応した日作業量の見直し、適切な工期の算定などは待ったなしですので、早期に対応するよう要望します。さらに週休2日制の適用により、現場作業員の所得が減らないよう、労務費単価等の見直しもお願いします。

③ 積算基準について

国・千葉県が発注する工事の積算は、施工パッケージ型積算となっており非常に分かりにくいです。また、発注者側の若手職員は何故、パッケージ単価になっているか理解されていないのが現状です。そのため、設計単価と実際の単価が合わない場合において協力会社（下請け）に設計単価を押しつける事が生じるのではないかと危惧しています。また、「日当たり作業量」の不必要な資料が別途必要となるなど、工程管理が煩雑になり現場職員の負担が生じていることが心配です。場合によっては、予定価格と見積額に乖離が生じるなど、入札不調などが発生している一因となっています。

以上のことから、積み上げ型積算に戻すか又はその根拠を示していただくことを要望します。

④ Cランク発注案件について

最近、国が発注する土木一式工事において、格付けB・C案件が多くみられます。Bランク業者と総合評価の評定点が2～3点差がついている状況です。また、4年度から、Bランク案件がかなり増えているようです。県内本店のCランクでの発注案件を増すと共に、予定価格上限枠の引き上げをしていただくよう提案要望します。

⑤ 一般競争での賃金アップに対する加点措置について

7, 8年前から技術者不足が顕著化し、技術者の引っ張り合いが始まり、給与アップを主体とした技術者の待遇向上に取り組み技術者をつなぎ止めてきました。

また、技術者のつなぎ止めと新規卒業者を呼び込むため、週休2日制の徹底と長時間残業の排除にも力を入れてきました。この2つを実施しながら給与を確保させるということは更に給与アップをしていることになっています。

このようなことが少し落ちついてきたかと思っていた矢先に、2年前からの賃金アップによる加点です。最近では原材料の高騰や下請け業者不足による外注額の増加が加わり、赤字の工事が増えてきています。公共工事の品質確保のために導入した一般競争の理念をゆがめるものだと考えます。是非とも改善をしていただくよう要望します。

(一社)千葉県建設業協会活動報告

1. 国・県等に対する要望、陳情

国、県など発注機関等との意見交換の場を通じて、災害等の緊急時に地元建設業が担っている役割の重要性をアピールし、その役割を維持する上で、地域の安全・安心を守る役割を果たすべく、安定的かつ継続的な事業量及び適正利潤の確保や国土強靱化委のための5か年加速化対策の着実な実施と計画的・安定的な事業予算の確保などを繰り返し訴えた。

【主な意見交換会等】

- ①関東地方整備局と1都8県協会（WEB会議）（令和5年1月23日）
- ②本県協会三役と関東地方整備局（WEB会議）（令和5年6月22日）
- ③関東地方整備局・出先事務所への陳情（令和5年8月1日他）
- ④本県三役と県土整備部（令和5年8月31日）
- ⑤本県選出国會議員への令和5年補正予算に関する陳情（令和5年10月16日）

2. 地震・風水害等災害への対応

本協会では、「災害対応空白地帯を生み出さない」を基本理念に、地域に精通した地元企業として、国・県との「災害業務基本協定」に基づく緊急時の待機・パトロールなどを始め、応急復旧工事を行うなど、地域住民の安全確保に迅速・的確に対応できる体制づくりの強化に取り組んでいる。

また、各支部と土木事務所との間で結んでいる「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」については、支部を跨いだ広域的な協力体制が構築できるよう見直しを図った。加えて、「地域の守り手」としての地域建設業の重要性、必要性をPRのために本協会ホームページに会員より提供された災害応急対応の写真等を掲載している。

一方、令和5年1月及び2月に高病原性鳥インフルエンザが発生。掘削・埋却等の作業を行った。

3. 広報活動

- ①広報誌『建設展望』を季刊として発行し、本協会が取り組んだ広範な活動についての広報に務め建設業の重要性をPRしている。
- ②イオンモール幕張新都心内（千葉市美浜区）の仕事体験テーマパーク「カンドゥー」に「工事現場事務所」と「工事現場」の2つのブースが令和3年の期間限定期間を経て、

令和4年12月から現在、出展継続中である。体験した子どもたちやその保護者の方に大好評を得ており、当ブースの体験者数が令和5年8月に1万人を突破したことから、新たな形で建設業の魅力やPRにつながる事が大いに期待されている。(別紙参照)

- ③千葉県が行っている小中学生に建設業の魅力を感じてもらうための「千葉県マインクラフトコンテスト2023」の後援(千葉県建設業協会賞の授与)
- ④九都県市合同防災訓練(千葉県会場)での特設ブースを出展。災害応急活動等含む建設業協会の活動啓蒙パネル等を展示。また、小学生以下を対象とした商品付きミニ建機体験を実施
- ⑤建設機械体験会の開催及びCCI千葉と連携し、小・中学生を対象とした出張授業を開催し、建設業の魅力を身近に感じてもらう体験型講座を実施
- ⑥主に子供たちを対象とした県主体の「建設業の魅力」YouTube動画作成への協力

以上

場所・施設概要

イオンモール幕張新都心（ファミリーモール内・3階）

- ・ 個々のブースで計30種類以上の職業体験ができる仕事体験型テーマパーク
- ・ 仕事体験を通じて仕事の仕組みや仕事及びお金の大切さを学ぶことが出来る
- ・ 対象年齢は3歳～15歳

企画概要

- ・ 千葉県建設業協会のブースで体験できる職業は「**建設体験エンジニア**」
- ・ 建設業の仕事のうち「**道路啓開作業**」を体験
- ・ 体験終了後、本協会発行の「**終了証**」をお子さんに手渡し、カンドゥー内で使用できる通貨をお給料として支給
- ・ コアターゲットは3歳～8歳

⇒ ブースでの職業体験を通じ、お子さんとその保護者に向けて、建設業の存在をPRし、建設業の地域貢献を含めた取り組みを知ってもらうための広報活動の一つとして実施

職業体験の流れ



体験者の声及び成果について

約1万人以上の子供が体験！



体験者（お子さん・保護者）の反応も上々

- ・ 自衛隊や警察より先に行って活動するのが建設業と知って驚きました。（男子12歳・保護者）
- ・ お父さんと同じ仕事ができるうれしかった（女子7歳）
- ・ シール、お洋服に貼ります！初めてやったけど、楽しかったです（女子7歳）
- ・ みんなで手伝いながらやるので、友達になれる（男子8歳）
- ・ オーライを一生懸命言いながら道具を運んでいてかわいかったです（保護者）
- ・ がれきをスコップですくうのに苦戦していたが、やり遂げる事が出来て親子共々嬉しかったです（保護者）
- ・ 工事の大変さは家では教えられないのでここで体験ができて良かったです（保護者）



成 果

今まで建設業に触れることが少なく、また魅力や仕事内容を伝えることが出来なかった低年齢層や親子連れという新たな層に建設業の魅力を伝えることが可能に



建設業の幅広い認知につながる！